

草津市議会基本条例の取組状況の検証

【対象期間：令和6年11月22日から令和7年11月14日まで】

第3章 市民に開かれた議会

第5条（市民への情報公開および情報発信）

条文	議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取組を進めるものとする。 2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。 3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。
これまでの取組状況	ホームページや市議会だより、えふえむ草津の番組出演、各定例会の案内ポスターの庁内掲示、市公式LINEでのプッシュ通知（定例会等の会議日程）など、さまざまな媒体を活用して情報を公開し、市民への情報発信に努めました。 さらに、市議会だよりでは、前期に引き続き、読者の声を反映する取組を進めるために、読者アンケートを実施しました。 政務活動費については、交通費や宿泊費などの運用を時勢に合わせて見直し、今期から領収書をホームページで公開することで、使途の透明性を一層強化しました。
今後の課題等	さまざまな媒体を活用して情報公開および発信に努めているものの、各定例会で総務・文教厚生・産業建設常任委員会にて審査された内容を速報版としてホームページで公開する取組において、設定した期日内に情報を発信できていない状況が続いている。その結果、速報版としての役割が十分に果たせていないため、この取組の目的と意義を改めて見直し、認識を共有する必要があります。

第6条（多様な市民参加および市民との連携）

条文	議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。 2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聞くことができる。 3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。
これまでの取組状況	多様な市民参加を図る機会の一つとして、令和4年から開催してきた「高校生と市議会議員との意見交換会」について、令和7年も以下の3つをテーマに開催しました。 【総務】若者の投票率向上について 【文教厚生】高校生が地元でやりたいこと！！ 【産業建設】各校周辺道路および通学路の安全対策について この意見交換会は、「若者の議会活動に対する認知度の向上や、若者がまちづくりを考えるきっかけづくりとともに、多様な市民参加を図る機会のひとつとして若者世代への広報広聴を行うことで、市民に開かれた議会、政策の立案や提言をする議会の実現を図る取組として実施すること」を目的としており、「若者の議会活動に対する認知度の向上」や「若者がまちづくりを考えるきっかけづくりとする」ことについては、十分にその目的を果たす有意義な取組となりました。
今後の課題等	高校生と市議会議員との意見交換会は、取組状況に記載している目的のもと、過去4年間にわたり開催してきました。 若者の議会活動への認知度向上や、まちづくりを考えるきっかけづくりについては、十分に果たせってきたと感じるものの、政策の立案や提言の実現には至っていません。 政策の立案や提言の実現に向けては、聴取した意見を深く掘り下げ、それを基に政策を形成し、議会内で合意形成を図る必要がありますが、合意形成を図るまでの認識や準備力の不足、また、これらに対する理解のばらつきがあるため、広聴の手法を検討する前に、政策の立案や提言を行うまでのプロセスを改めて共通理解する必要があります。

第7条（広報広聴機能の充実）

条文	議会は、市民に開かれた議会を実現するため、市政全般にわたって自由に情報および意見を交換する機会を設け、積極的な広報および広聴に努めるものとする。
これまでの取組状況	第5条の取組状況に記載のとおり、さまざまな媒体を活用して広報活動を行い、時代に即した柔軟な手法により積極的な広報活動に努めました。 また、多様な市民参加を図る機会の一つとして、第6条に記載のとおり、本年も第4回目となる「高校生と市議会議員との意見交換会」を開催しました。

今後の課題等	<p>広報活動においては、さまざまな媒体を活用して情報公開および発信に努めており、特に市議会だより読者アンケートでは、市民から多くの反応（市電子申請サービス42件、市公式LINE273件、府舎1階口ビー3件、FAXや紙による提出10件）が寄せられています。</p> <p>今後は、議会活動をより市民に身近に感じてもらえるものとするため、現在実施している広報活動（市議会だよりや市ホームページでの活動報告など）について、市民から寄せられた意見や反応の反映に努め、広報内容のさらなる充実を図ることが求められます。</p> <p>また、広聴活動においては、第6条に記載の「高校生と市議会議員との意見交換会」の機会に限らず、議員活動として日常的に幅広い世代の意見の傾聴に努め、これらの意見を基に、第6条の今後の課題等に記載した事項を踏まえたうえで、第4章の政策の立案および提言を行う議会の実現に向けて取り組むことが求められます。</p>
--------	--

第4章 政策の立案および提言を行う議会

第8条（討議する議会）

条 文	<p>議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>前期に引き続き、所管事務調査と協議希望事項の利点を統合させた手法（調査項目を1つに絞らず、また調査期間を1年や2年と固定せずに、長期的または短期的にも時勢に合った柔軟な調査を行う）により、総務・文教厚生・産業建設常任委員会で所管事務の調査を進めました。</p> <p>また、前期の課題であった論点を明確にした委員会運営に努めるという課題を解決すべく、全議員を対象に討議力向上に向けた研修会を実施しました。</p>
今後の課題等	<p>委員間討議については、執行部との質疑が中心となり、十分な議員間の討議に至らない場合が依然として見受けられます。委員間討議の充実を図るため、議案などの事前理解・熟知を前提に、論点を明確にした委員会運営に努める必要があり、そのためには、議員個々の研鑽を求めていくとともに、議会全体としても定期的な研修を行い、日常の議員活動で実践を重ね、議会全体としての討議力向上に努めていくことが必要です。</p>

第9条（政策立案および政策提言）

条 文	<p>議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るために、議員研修の充実および強化に努めるものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>所管事務の調査において十分に調査、議論した内容について、市民に見えにくい議会から行政への提言を可視化する仕組みとして、昨年度より委員会代表質問を導入しました。今期においては、令和7年10月定例会で総務常任委員会および文教厚生常任委員会が実施しました。</p>
今後の課題等	<p>政策の立案や提言を実現するには、課題解決に向けた政策形成能力の向上が不可欠であり、そのためには第8条に記載のとおり、論点を明確にし、議員間の討議を中心とした委員会運営に努める必要があります。</p> <p>この取組を深めることで、常任委員会の所管事務の調査の充実が図られ、結果として委員会代表質問のように、政策の立案や提言につながると考えます。</p> <p>また、今期の委員会代表質問は、これまでの調査の振り返りや共通認識の確認にとどまり、本来の目的である行政への提言には十分つながっていないため、委員会代表質問の意義を再確認し、前述のとおり、委員会代表質問に至るプロセスの充実を図る必要があります。</p>

第10条（専門的知見の活用）

条 文	<p>議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。</p> <p>3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。</p>
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	(現在、記載すべき内容はありません。)

第11条（政策討論）

条 文	<p>議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。</p>
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	<p>政策提言等を行うため、議員間で討論を行い、議会内での共通認識や合意形成を図ることを目的として、平成28年10月に「政策討論会」という枠組みを設けました。しかし、これまでに開催実績はありません。</p> <p>地域課題や行政課題について、議員個人の意見を議会全体の共通認識として共有することの難しさがあります。こうした状況の中で、所管事務の調査に加えて、広聴の場からの課題抽出の機会を検討し、問題提起がしやすい環境を整えることが重要です。さらに、広聴によって抽出された諸課題については、第8条および第9条に記載のとおり、論点を明確にした討論に努める必要があります。</p>

第5章 行政の監視および評価を行う議会

第12条（監視機能および審査機能の強化）

条文	<p>議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。</p> <p>2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。</p> <p>3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。</p>
これまでの取組状況	<p>前期では、予算審査や決算審査において、各常任委員会で事前に質問事項を調整し、一度の発言機会で関連性のない質問等を続けて行うことを極力避けるなど、効率化を図る工夫をしました。</p> <p>今期においても、必要に応じて、事前に各常任委員会で同様の質問事項の調整等を行ってきました。</p>
今後の課題等	<p>前期に、行政の説明責任を果たすため、議員質問対応調書の導入を行政に申し入れた結果、令和6年度から導入されました。</p> <p>この調書の結果に基づく検証や議会活動への活用など、それぞれの議員がその動向を注視することが求められます。</p>

第13条（反問権および反論権）

条文	<p>本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。</p> <p>2 本会議および委員会において、市長等は、議員の発言および議員または委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長または委員長の許可を得て、反論することができる。</p>
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	(現在、記載すべき内容はありません。)

第14条（重要政策等における論点に関する情報の提供）

条文	<p>議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。</p> <p>(1) 重要政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の機会の有無およびその内容 (4) 草津市総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果および費用</p> <p>2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。</p>
これまでの取組状況	審議に必要な情報の提供を求め、議論を行いました。
今後の課題等	引き続き、必要な情報の提供を求め、執行部への質疑に留まることなく、討議する議会を推進するために論点および争点を明らかにしていく必要があります。

第15条（議決事件）

条文	<p>法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。</p> <p>2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。</p>
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	(現在、記載すべき内容はありません。)
第16条（評価機能の強化）	
条文	議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。
これまでの取組状況	予算は全員、決算は23人で審査を行い、総務・文教厚生・産業建設常任委員会別に所管事項を優先的に審査する手法として、審査の充実を図りました。
今後の課題等	第12条の取組状況に記載のとおり、予算審査と決算審査に向けて、必要に応じて、各常任委員会で事前に質問事項の調整を行い、効率的かつ効果的な委員会運営を図るとともに、第14条の今後の課題等に記載のとおり、執行部への質疑に留まることなく、討議する議会を推進する必要があります。

第6章 議会の機能向上

第17条（議会改革の推進）

条文	議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めたときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。
これまでの取組状況	現状の議会運営における課題を整理し、その解決手段の一つとして通年議会の導入の必要性を調査しました。しかし、現状の議会運営において見直すべき課題は特に見当たらなかったため、通年議会を導入する必要はないとの判断しました。
今後の課題等	今期から導入されたBYOD (Bring Your Own Device：個人が私物として所有しているパソコンやスマートフォンなどを業務に使用する利用形態) の運用については、より良い議会運営をめざし、必要に応じて使用基準などの見直しを行って行くことが重要です。 また、BYODの完全導入に向けては、令和9年9月の草津市議会議員選挙以降を目標としており、その実現に向けて課題の整理や対応策の検討が求められます。

第18条（議会の調査研究体制の充実および強化）

条文	議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。 3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に努めるものとする。
これまでの取組状況	タブレット端末などのより一層の活用により、行政の先進事例等の情報検索、情報伝達の即時性や共有性を高めることで、調査研究体制の充実に努めました。
今後の課題等	引き続き、議会の調査研究体制の充実等に取り組む必要があります。

第7章 議員定数および議員報酬

第19条（議員定数）

条文	議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を注視して、必要に応じて検討を行っていくことが重要です。

第20条（議員報酬）

条文	議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を注視して、必要に応じて検討を行っていくことが重要です。